

ICT活用工事(浚渫工(港湾))実施要領

第1条 趣旨

この要領は、建設現場の生産性向上を図るため、愛知県建設局及び都市・交通局が発注するICT活用工事(浚渫工(港湾))の実施に必要な事項を定めたものである。

第2条 概要

ICT活用工事とは、以下に示すように、①～⑤の各段階に応じたICT施工技術を活用する工事である。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元数量計算
- ③ ICTを活用した施工
- ④ 3次元出来形測量
- ⑤ 3次元データの納品

第3条 ICT施工技術の具体的内容

ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤によるものとする。

- ① 3次元起工測量
起工測量(深淺測量)において、3次元測量データを取得するため「マルチビーム測深システム(以下、「マルチビーム」という)」により、測量を行う。
- ② 3次元数量計算
①により得られた測量結果を用いて、数量計算を行う。
- ③ ICTを活用した施工
①により得られた3次元データを用いた施工管理システムを使用して施工を行う。
- ④ 3次元出来形測量
浚渫工が完了した後、「マルチビームを用いた深淺測量(出来形測量)」を行い、出来形確認を行う。
- ⑤ 3次元データの納品
④により確認された3次元施工管理データを、工事完成図書として納品する。

第4条 各要領等

当該工事は、以下に定める要領(出典は全て国土交通省港湾局)を遵守すること。なお、要領に記載がある国の仕様書等は、愛知県の仕様書等に読み替えることとし、県の仕様書等に記載がない場合は、国の仕様書等を準用する。

- ① マルチビームを用いた深淺測量マニュアル(浚渫工編)
- ② 3次元データを用いた港湾工事数量算出要領(浚渫工編)
- ③ 3次元データを用いた出来形管理要領(浚渫工編)

④ 3次元データを用いた出来形管理の監督・検査要領(浚渫工編)

第5条 対象工事

対象工事は、以下の工種を含む全ての発注工事とする。

- ・ポンプ浚渫工
- ・グラブ浚渫工
- ・硬土盤浚渫工
- ・砕岩浚渫工
- ・バックホウ浚渫工

第6条 ICT 活用工事の発注方法

ICT 活用工事の発注は下記の(1)～(2)によるものとする。

(1)発注者指定型

第5条の対象工事であり、発注者が ICT を活用すると定めたもの。

※発注者指定型による場合は工事名の末尾に「(ICT 指定)」と明示すること。

※発注者指定型による場合は特記仕様書に発注者指定型であることを明示すること。

請負者は、施工計画書の提出までに「建設 ICT 活用計画書(浚渫工(港湾))」(別紙-1)を提出し、監督員と協議を行う。また、実施内容等については、施工計画書に記載するものとする。

(2)受注者希望型

第5条の対象工事を全て対象とする。

請負者が ICT 活用工事の実施を希望する場合、「建設 ICT 活用計画書(浚渫工(港湾))」(別紙-1)を提出し、監督員との協議により ICT 活用工事を実施することができる。また、実施内容等については、施工計画書に記載するものとする。

第7条 発注方法毎における ICT 施工技術の取り扱い

受注者希望型は、請負者発議による受発注者協議の上で実施できるものとし、どの技術を実施するかは請負者の申し出による。

また、発注者指定型については、当初から発注者が指定した施工技術以外についても、請負者からの申出があれば実施できるものとする。

第8条 ICT 活用工事実施の推進のための措置

1. 工事成績における加点

ICT 活用施工を実施した場合、専任監督員の評価項目である、「創意工夫」において評価するものとする。評価に当たっては、創意工夫の評価項目として、下記(1)～(5)に示す ICT 施工技術のうち、いずれか一つでも実施した場合は、「ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事」として評価し、その上で、(1)～(5)の技術について、活用した技術毎に評価を加える。

- (1) 3次元起工測量
- (2) 3次元数量計算
- (3) ICT を活用した施工
- (4) 3次元出来形測量
- (5) 3次元データの納品

2. 取組証の発行

前項の規定により工事成績評価において評価した工事のうち、第3条③で定めた「(3)ICTを活用した施工」を実施した場合、監督員は、工事目的物の引き渡し後、速やかに請負者に対して ICT 活用工事取組証(別紙-2)を発行するものとする。なお、取組証発行は、「土木工事業」、「舗装工事業」、「しゅんせつ工事業」、「とび・土工工事業」による発注業種を対象とする。

第9条 費用計上

ICT浚渫工を実施する場合、以下の発注方式に応じて必要な経費を計上する。

なお、ICT浚渫工を実施するためには個々の技術に適合した3次元データが必要であるが、必要な3次元データを発注者が提供できない場合は、請負者が2次元設計データを3次元に変換し活用することとする。その際、設計データの3次元化にかかる費用は発注者が負担する。

(1) 発注者指定型

発注者の指定によりICT浚渫工を実施する場合は、国土交通省港湾局の「ICT活用工事積算要領(浚渫工編)」や愛知県の「ICT 活用工事(河川浚渫)実施要領」、見積り等により必要な経費を計上する。

(2) 受注者希望型

請負者からの協議により ICT 浚渫工を実施する場合は、設計変更の対象とし、国土交通省港湾局の「ICT活用工事積算要領(浚渫工編)」や愛知県の「ICT 活用工事(河川浚渫)実施要領」、見積り等により、必要な経費を計上する。

見積りを徴収する場合は、別紙-3 (ICT の活用に係る見積り書の依頼について)を参考にすること。

第10条 施工管理、監督・検査

ICT活用工事を実施した場合の、施工管理、監督・検査は、県又は国土交通省が定めた ICT 活用工事に関する基準により行うものとする。

なお、工事検査の実施にあたって必要となる機器類は、請負者がこれを準備するものとする。

第11条 特記仕様書

発注者指定型では、必ず「特記仕様書 追加記載事項」を参照し、必要事項を追記すること。

第12条 その他

ICT活用工事の実施にあたって、本仕様書に定めのない事項は、発注者と請負者が協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、平成30年3月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年10月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

<特記仕様書追加記載事項>

(発注者指定型記載例)

第〇条 ICT浚渫工

1. 本工事は、建設プロセスにおいて「ICTの全面的な活用 (ICT浚渫工)」の推進を図る対象の工事である。対象工種及び施工数量は以下のとおりとする。

対象工種及び施工数量＝例 グラブ浚渫工 V=8,000m³ A=10,000m²

2. 以下の施工プロセス段階において、ICTの活用を行うこと。

【施工プロセスの各段階】

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元数量計算
- ③ ICTを活用した施工(3次元位置を用いた施工管理システムを搭載した建設機械による施工)
- ④ 3次元出来形測量
- ⑤ 3次元データの納品

3. ICTの活用には、以下に定める要領を遵守すること。なお、要領に記載がある国の仕様書等は、愛知県の仕様書等に読み替えることとし、県の仕様書等に記載がない場合は、国の仕様書等を準用する。

(1) 出来形管理について

3次元データを用いた出来形管理要領(浚渫工編)(国土交通省港湾局)

(2) 数量算出について

3次元データを用いた港湾工事数量算出要領(浚渫工編)(国土交通省港湾局)

(3) 深浅測量について

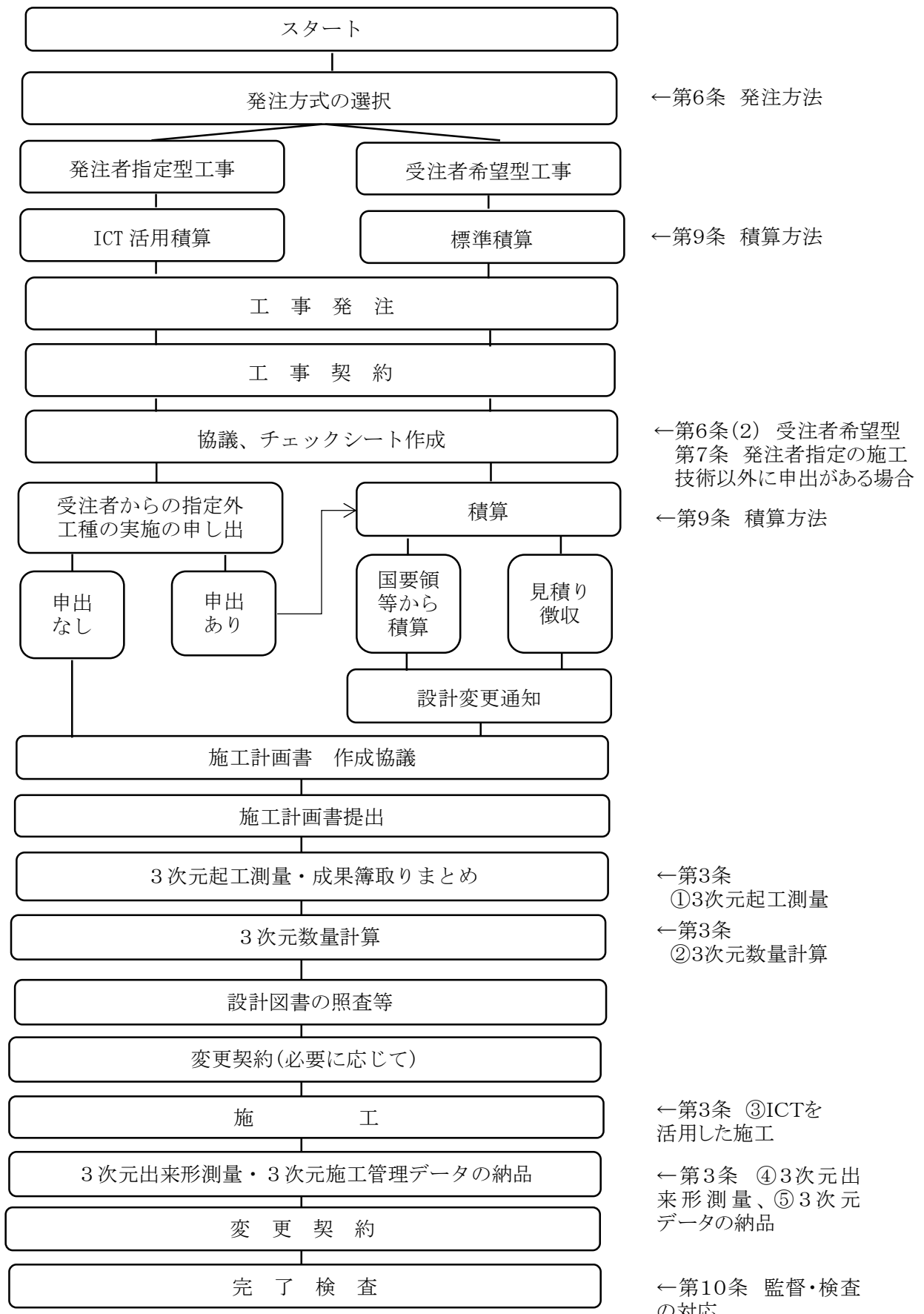
マルチビームを用いた深浅測量マニュアル(浚渫工編)(国土交通省港湾局)

4. 「ICTの全面的な活用 (ICT浚渫工)」の推進を図るため、「ICT活用工事積算要領(浚渫工編)(国土交通省港湾局)」に基づき、測量業務(3次元起工測量、3次元数量計算、3次元出来形測量)の費用を計上している。

なお、ICT浚渫工を実施するための3次元データについて、請負者が2次元設計データを3次元に変換し活用する場合は、愛知県の「ICT活用工事(浚渫工(港湾))実施要領」第7条及び第9条に基づき必要な経費を計上するため、監督員と協議すること。

5. 本特記仕様書に疑義が生じた場合、または記載のない事項については、監督員と協議するものとする。

※参考 ICT活用工事の発注から工事完成までの手続き及び流れ



建設ICT活用計画書(浚渫工(港湾))

当該工事において、建設生産プロセスの各段階でICT施工技術を活用する場合は、左端のチェック欄に「■」と記入する。

建設生産プロセスの段階		作業内容	採用する 技術番号 (参考)	技術番号・技術名
<input type="checkbox"/>	3次元起工測量			1 マルチビーム測深システムによる起工測量
<input type="checkbox"/>	3次元設計データ作成			※作成した3次元設計データを ICT 建設機械による施工、若しくは出来形管理に活用する場合
<input type="checkbox"/>	3D データによる施工計画、もしくは設計図書照査			
<input type="checkbox"/>	ICT建設機械による施工	浚渫工(ポンプ・グラブ・バックホウ浚渫船)		1 3次元位置を用いた施工管理システムを搭載した建設機械
<input type="checkbox"/>	3次元出来形管理等の施工管理	出来形		1 マルチビーム測深システムによる出来形管理
<input type="checkbox"/>	3次元データの納品			

- 注1) ICT活用工事の詳細については、ICT 活用工事実施要領によるものとする。
- 注2) ICT 施工技術を活用する場合は、建設ICT活用計画書様式の建設生産プロセスの段階チェック欄に「■」と記入する。
- 注3) 具体的な工事内容及び施工対象範囲については、契約後、施工計画の提出までに、発注者へ提案・協議し決定する。
- 注4) ICT 建設機械にのみ用いる3次元設計データとは、作成した出来形管理用3次元設計データから建機施工用に加工・変換するデータ

ICT活用工事取組証

名称

代表者名(契約の相手方)様

工 事 名	
路 線 等 の 名 称	
工 事 場 所	
契 約 締 結 年 月 日	年 月 日
請 負 代 金 額	金 円
工 期	着手 年 月 日 完了 年 月 日
引 渡 し 年 月 日	年 月 日
本 工 事 の 業 種	土木工事業 ・ 舗装工事業 しゅんせつ工事業 ・ とび・土工工事業

※「本工事の業種」欄は、該当する発注業種を選択すること。

※「引渡し年月日」欄は、完了検査合格通知書を参照。

愛知県〇〇〇所長 印

別紙－3 (ICTの活用に係る見積り書の依頼について)

【ICT活用工事については、以下を適用する。】

1. 工事費の調査を指示する場合、対象内容の決定は発注者が行い、依頼種別を明確にすること。
2. 設計条件等を明示(場合によっては図面を添付)して、次の依頼書(必ず書面にて依頼)を参考に実施するものとする。なお、見積り書には、提出日付、単価適用年月日、納入場所、見積り有効期限等の記載があることを確認すること。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇建設 株式会社
(代表者名) 殿

〇〇〇〇〇〇所長

見積り依頼書

表記について、下記条件により見積りを依頼します。
なお、提出時の宛名は、〇〇〇〇〇〇所長としてください。

記

< 共通事項 >

- | | |
|-------------|---|
| 1. 工事名 | 〇〇〇〇工事 |
| 2. 港湾・漁港名 | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 |
| 3. 見積り内容・条件 | 別紙のとおり |
| 4. 見積り提出期限 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 5. 提出方法 | メール、来所、郵送の別を明記すること。 |
| 6. 問合せ先 | 〇〇建設事務所〇〇〇〇課〇〇〇G
担当者 〇〇 〇〇
連絡先〇〇〇〇〇〇〇〇
メールアドレス〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 |

見積り内容・条件 記載例

<施工管理システムの損料の場合>

施工管理システムの損料について、下記内容及び条件の見積りを作成してください。

1. 1日あたりの損料
2. 対象建設機械(例:ポンプ浚渫船(〇〇(規格等)))
3. 単価適用年月日
4. 見積り有効期限

<2次元設計データを3次元化に要する費用の場合>

2次元設計データの3次元化について、下記内容及び条件の見積りを作成してください。

1. 対象範囲
2. 単価適用年月日
3. 納入場所
4. 見積り有効期限
5. 2次元設計データの3次元化に要する費用(経費含む)
⇒内訳が詳細にわかるように作成をしてください。(歩掛形式でお願いします)